

京都市告示第 337 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 11 月 26 日

京都市長 門川大 作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
北白川経13号線	左京区北白川山ノ元町20番地の1地先内	旧	メートル 24.10	メートル 5.90
		新	24.10	6.00
北白川緯15号線	左京区北白川山ノ元町20番地の1地先内	旧	24.50	5.90 ~ 6.10
		新	24.50	6.00 ~ 6.04
山科音羽緯36号線	山科区音羽前出町19番地の1地先から 同町22番地の1地先まで	旧	42.90	1.10 ~ 4.42
		新	42.90	2.49 ~ 6.03
太秦緯13号線	右京区太秦開日町21番地の35地先内	旧	25.80	3.95 ~ 4.30
		新	25.80	4.16 ~ 6.01

久我14号線	伏見区久我西出町13番地の7地先から	旧	61.80	1.80 ~ 1.82
	同町13番地の79地先まで	新	61.80	4.20 ~ 6.01
日野緯31号線	伏見区日野野色町70番地の15地先から	旧	11.20	3.21 ~ 3.24
	同町70番地の14地先まで	新	11.20	3.21 ~ 5.28

(建設局土木管理部道路明示課)